

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 21 回油脂部会

日時 : 2009 年 2 月 16 日 (月) ~2 月 20 (金)

場所 : コタキナバル (マレーシア)

## 議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	名前の付いた植物油規格の修正案：米ぬか油規格（ステップ 7）
4.	バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する国際実施規範
a)	FAO/WHO 技術会合から提起された事項：許容される前荷に関する規準（ステップ 4）
b)	バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する国際実施規範に記載される許容される前荷リスト（ステップ 7 及び 4）
5.	名前の付いた植物油規格の修正原案：無漂白パーム油規格の総カロチノイドの修正（ステップ 4）
6.	名前の付いた植物油規格の修正原案：パーム核ステアリン及びパーム核オレイン（ステップ 4）
7.	オリーブ油及び精製オリーブ粕油規格の修正原案：リノレン酸含有量の検討（ステップ 4）
8.	脂肪酸改変植物油脂の組成と命名
9.	その他の作業
10.	次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

## 第 21 回油脂部会 (CCFO) 概要

### 1. 開催日及び開催場所

日時 : 2009 年 2 月 16 日 (月) ~ 2 月 20 日 (金)  
場所 : コタキナバル (マレーシア)

### 2. 参加国及び国際機関

37 加盟国、1 加盟機関 (EC)、5 国際機関 (参加者総数 103 名)

### 3. 我が国からの出席者

農林水産省総合食料局食品産業振興課課長補佐 (国際・調査班担当)	渡辺 裕子
消費・安全局国際基準課国際食品班調査分析係長	黒川 耕大
テクニカルアドバイザー	吉尾 綾子
社団法人日本植物油協会	有馬 淳広

今次会合では、米ぬか油の規格がステップ 8、パーム核ステアリン及びパーム核オレインの規格がステップ 5 として総会に提出されることが合意されたほか、バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する国際実施規範に関し、許容される前荷に関する規準原案をステップ 5 として総会に提出するとともに、許容される前荷リスト案は、規準をリストに適用する仕組みと手順が決まるまで先に進めないこととされた。

#### 議題 3 名前の付いた植物油規格の修正案：米ぬか油規格 (ステップ 7)

国際規格としての必要性を判断する上で、貿易量等のデータが提供されることが重要であるとの議長からの指摘に対し、タイが自国の輸出量及び輸出先国の情報を提供したことから、国際規格として議論が開始された。

前回の部会で保留となっていたパルミチン酸 (C16:0) 及びリノール酸 (C18:2) の値並びにその他のステロール類の値などについては、規格案を維持することとし、ステップ 8 として総会に提出されることで合意された。

#### 議題 4 バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する国際実施規範

##### 4a) FAO/WHO 技術会合から提起された事項：許容される前荷に関する規準 (ステップ 4)

FAO/WHO 技術会合での議論について FAO から説明された後、規準原案について議論した。タンクの洗浄に関する規準については、洗浄の効率性に係る検証作業を規準に追加したほか、アレルギー物質の取扱いに関する規準について

も文言の整理等が行われた。なお、前荷として許容するかどうかの判断基準にADIを用いることについては異論もあったものの、原案維持となった。本規準原案は国際実施規範の「2.1.3 汚染」のセクションの最後に挿入することとされ、ステップ5として総会に提出されることで合意された。

#### 4b) バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する国際実施規範に収載される許容される前荷リスト (ステップ7及び4)

- リスト原案 (ステップ4) について

リストへの物質の加除についても議論されたものの、リストが作成されるからにはリスク分析の原則に沿って物質が評価されるべきという意見が出された。本リスト原案は、食品成分であるフラクトースを加えるのみでステップ3に差し戻し、規準原案(議題4a)を適用する際の仕組み及び手順とともに、各国の意見を求めることとされた。

- リスト案 (ステップ7) について

本リスト案に収載されている物質は安全上の問題もないため、ステップ8で総会に諮るべきとの意見もあったが、本リスト案だけ切り離して進めるべきではないとされ、ステップ7で維持されることとされた。

#### 議題5 名前の付いた植物油規格の修正原案: 無漂白パーム油規格の総カロチノイドの修正 (ステップ3)

提案国であるインドネシアが、自国の製品を分析した結果、総カロチノイドが基準値を下回るのはあまり主ではない品種であり、現在の水準でも問題ないとして作業の中止を提案した。本議題については、作業中止を総会に諮ることで合意された。

#### 議題6 名前の付いた植物油規格の修正原案: パーム核ステアリン及びパーム核オレイン (ステップ4)

マレーシアが提案した修正原案をもとに議論され、

①一部の脂肪酸の範囲を修正すること、

②鉄の値については、パーム核ステアリンについてだけ、7mg/kg とすること、とされた。

更なる課題は特段ないことから、ステップ5/8で総会に諮るべきという意見もあったものの、インドネシアが、脂肪酸組成について原案の値で問題がないかどうか次回会合までに分析したいと発言したため、ステップ5として総会に提出されることで合意された。

## 議題8 脂肪酸改変植物油脂の組成と命名

一部の国は、これから市場に出てくる新しい脂肪酸改変植物油脂は数多くあることから、新規作業は必要と主張したが、現在提案されている規準は、消費者の誤認を招く可能性があること（特に元々含有量の少ない脂肪酸が改変された場合等）や、現段階では、脂肪酸改変植物油脂の数は限られていることから、その命名については、ケースバイケースで考えた方が良いといった意見が太宗を占めた。

本作業については、新規作業とはせず、これ以上検討を継続しないことで合意された。

(参考)

油脂部会（CCFO）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
名前の付いた植物油規格：米ぬか油	8	・第32回総会
許容される前荷に関する規準	5	・第32回総会 ・第22回CCFO
許容される前荷リスト	7及び3	・第22回CCFO
名前の付いた植物油規格：無漂白パーム油規格の総カロチノイドの修正	作業中止	
名前の付いた植物油規格：パーム核ステアリン及びパーム核オレイン	5	・第32回総会 ・第22回CCFO
オリーブ油及び精製オリーブ粕油規格：リノレン酸含有量の検討	3	・第22回CCFO
脂肪酸改変植物油脂の組成と命名	作業中止	
オリーブ油及び精製オリーブ粕油規格：デルタ-7-ステイグマステノールの含有量	—	・第22回CCFO
名前の付いた植物油規格の技術的*修正提案：低エルカ酸菜種油の品種名の更新	—	・第32回総会

\* なたねの学名のうち「*Brassica campestris*」を「*Brassica rapa*」へ修正